

○矢板市市税減免規則

昭和44年10月1日

規則第20号

改正 平成8年3月31日規則第4号

平成11年2月1日規則第1号

平成17年3月25日規則第5号

平成20年3月31日規則第19号

平成20年11月20日規則第37号

(趣旨)

第1条 市税の減免は、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(市民税の減免)

第2条 市民税の減免は、次の各号による。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者については、その事実発生日以後に到来する納期分についてこれを免除する。
- (2) 生計を維持する者の長期疾病等により公共の扶助を受ける者に準ずる者は、これを免除する。
- (3) 学校教育法第1条及び同法第98条に規定する学生及び生徒は、これを免除する。ただし、本年引続き所得を有する者は、除くものとする。
- (4) 公益社団法人若しくは公益財団法人中、収益事業を行わないもの及び地方行政にひ益すると認められるものについては、これを免除する。
- (5) 管理組合法人及び団地管理組合法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第1

06号)第8条に規定する法人である政党又は政治団体(収益事業を営むものを除く。)については、これを免除する。

(6) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人(収益事業を営むものを除く。)については、これを免除する。

(7) 収益事業を行う特定非営利活動法人については、当該特定非営利活動法人設立の日以後3箇年以内に終了する各事業年度のうち、当該収益事業における所得の計算上、益金の額が損金の額を超えない事業年度に係る均等割全額を免除する。

(8) 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(社会福祉事業又は公益事業を行うものに限るものとし、収益事業を営むものを除く。)については、これを免除する。

(9) 災害、盗難等により、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族で同居の者の所有に係る住宅又は家財に受けた損害金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、住宅又は家財の価格の100分の30以上であり、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の者で、その事実発生日以後に到来する納期分の税額の納付が困難と認められるものは、次の区分により軽減又は免除する。

		軽減又は免除の割合	
		損害程度	
前年の合計所得 金額		100分の30以上100分の50未満のとき	100分の50以上のとき
	500万円以下	100分の50	全部
	500万円を超え750万円以下	100分の25	100分の50

下		
750万円を超え1,000万円以下	100分の12.5	100分の25

(10) 納税義務者が死亡した場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第9条第1項の規定により納税義務を承継した相続人（営業を営むもので継続可能な相続人又は配当、不動産等自己の勤労によらない所得の相続人を除く。）で、その事実発生日以後に到来する納期分の当該承継した税額の納付が困難と認められるものは、次の区分により軽減又は免除する。

相続人の前年の合計所得金額と被相続人の本年の合計所得金額の2分の1との合計金額	軽減又は免除の割合
200万円以下	全部
200万円を超え300万円以下	100分の70
300万円を超え450万円以下	100分の50

(11) 納税義務者、控除対象配偶者又は扶養親族が長期疾病により、医療費等の出費多額となり生活に及ぼす影響大にして、引続き6月以上病床にある場合は、4分の1以内、1年を超える場合は、3分の1以内において、その事実発生日以後に到来する納期分について所得割を軽減する。

(12) 失業、廃業（法人設立によるものを除く。）、退職、事業の不振等により、その年の合計所得金額が前年の合計所得金額（退職、山林、譲渡及び一時所得を除く。）より著しく減少又は減少の見込みのため、税額の納付が困難と認められるものは、次の区分により軽減又は免除する。

	軽減又は免除の割合			
	所得金額の	100分の1	100分の7	100分の5

前年の合計 所得金額	減少の程度	00のとき	0以上100 分の100未 満のとき	0以上100 分の70未満 のとき	0以上100 分の50未満 のとき
	200万円以下	全部		100分の7 0	100分の5 0
200万円を超え300 万円以下	全部		100分の7 0	100分の5 0	100分の2 0
300万円を超え450 万円以下	全部		100分の7 0	100分の5 0	0

(13) 前各号に定めるもののほか、市長において特に必要があると認められたものについては、軽減又は免除することができる。

(平8規則4・全改、平11規則1・平17規則5・平20規則37・一部改正)

(固定資産税の減免)

第3条 固定資産税及び都市計画税の減免は、次の各号による。

- (1) 貧困により公私の扶助を受ける者が所有し使用する宅地及び家屋についてはその事実発生以後に到来する納期分についてこれを免除する。
- (2) 生計を維持する者の長期疾病等により公共の扶助を受ける者に準ずる者が所有し使用する宅地及び家屋については2分の1以内において軽減する。
- (3) 公益社団法人若しくは公益財団法人中、収益事業を行わないもの及び地方行政にひ益すると認められる者が、直接その用に供しているものについては、これを免除する。
- (4) 無料でもつぱら公共の用に供せられているものは、これを免除する。

(5) 火災又は天災等の災害により、使用不能又は復旧不能となつた固定資産については、その災害の日の属する年度の固定資産税のうち、その災害の発生した日以後に到来する納期分の税額を次の区分により軽減又は免除する。なお、第4期の納期限後から翌年の3月31日までに災害を受けた場合は、翌年度の税額を軽減又は免除する。

ア 土地

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の100分の80以上	全部
被害面積が当該土地の面積の100分の60以上 100分の80未満	100分の80
被害面積が当該土地の面積の100分の40以上 100分の60未満	100分の60
被害面積が当該土地の面積の100分の20以上 100分の40未満	100分の40

イ 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
焼失、全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき。	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の60以上の価値を減じたとき。	100分の80
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受けた場合で、当該家屋の価格の100分の40以上100	100分の60

分の60未満の価値を減じたとき。	
下壁、畳等に損傷を受け、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の20以上100分の40未満の価値を減じたとき。	100分の40

ウ 償却資産

イに準じて軽減又は免除する。

- (6) 前号に規定する土地、家屋及び償却資産について、保険金、損害賠償金等で補てんされる金額がある場合は、その損害額（評価額より算出する損害額）と保険金、損害賠償金等の受高を比較し、前号で算出した額に次の区分による補正率を乗じて得た額を軽減又は免除する。

損害額と保険金等の受高の割合	補正率
40%以下	1.0
40%を超え60%以下	0.8
60%を超え80%以下	0.5
80%を超え100%以下	0.3
100%を超える場合	0

- (7) 学校法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人以外の者が設置する幼稚園で直接保育又は教育の用に供する固定資産で公共的公益性があるものについては、その実情により軽減する。

- (8) 矢板市又は地方自治法第284条の規定による組合等が学校敷地、道路敷地、その他公共用地として使用するために取得した土地については、その取得した日の属する月の翌月以降にかかわる部分についてはその実情により軽減する。

(9) 特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた収益事業を行わない特定非営利活動法人が所有又は使用（有料で使用するものを除く。）し、かつ、その目的に使用する資産については、これを免除する。

(10) 前各号に定めるもののほか市長において特に必要があると認められたものについては軽減又は免除することができる。

(平8規則4・平17規則5・平20規則37・一部改正)

(軽自動車税の免除)

第4条 軽自動車税の免除は、次の各号による。

(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有し使用するもの

(2) 特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた収益事業を行わない特定非営利活動法人が所有し、かつ、その目的に使用するもの

(3) もっぱら公用又は公共の用に供するもので課税するを適当でない認められるもの

(平17規則5・一部改正)

(減免申請書の提出)

第5条 各条の規定によつて、市税等について減免を受けようとする者は、その減免を受けようとする事由を証する書類を添えて申請書を市長に提出しなければならない。

(平20規則19・旧第6条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則の施行の日前に設立されている特定非営利活動法人に対するこの規則による改正後の矢板市市税減免規則第2条第7号の規定の適用については、「当該特定非営利活動法人設立の日」とあるのは、「この規則の施行の日」とする。

附 則（平成20年規則第19号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第37号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。